

**綾部市議会 令和6年3月定例会
議案説明資料**2月16日
秘書広報課

招集告示	2月19日	
会期	2月26日～3月22日（26日間）	
付議案件	48件	
	(内訳) 条例関係	24件：一部改正22件、廃止2件
	当初予算	11件：一般会計1件、特別会計7件、 公営企業会計3件
	補正予算	8件：一般会計1件、特別会計4件、 公営企業会計3件
	その他	5件：契約変更1件、財産処分1件、 計画策定1件、人事案件1件、 専決処分報告1件

議第1号 綾部市手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 手数料を追加

- ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料：400円／件
- ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料：700円／件

(2) その他文言の整理

3 施行期日

令和6年3月1日

議第 2 号 綾部市部設置条例の一部改正について

資料②-1

1 改正の理由

令和 6 年度機構改革に伴い、こども政策に関する事務を一元的に取り扱う部を新たに設置するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 「福祉保健部」を「福祉部」と「健康こども部」に分割
- (2) 機構改革に伴う事務分掌の改正

分掌事務	改正前の所管	改正後の所管
福祉医療に関する事項	市民環境部	福祉部 健康こども部
児童福祉に関する事項	福祉保健部	健康こども部
保健衛生に関する事項	福祉保健部	健康こども部
放課後児童健全育成事業に関する事項	教育委員会	健康こども部

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 3 号 綾部市職員定数条例の一部改正について

1 改正の理由

令和 6 年度人員配置に伴い、職員の定数について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

定数の変更 430人 → 450人 (+20人)

(内訳) ※変更する部局のみ

- ・市長の事務部局の職員 266人 → 286人 (+20人)
- ・教育委員会の事務部局及び
教育委員会の所管に属する
教育機関の職員 50人 → 45人 (△ 5人)
- ・消防機関の職員 65人 → 70人 (+ 5人)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 4 号 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加する等の規定の整理
- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 5 号 綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

育児休業をしている会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前 6 カ月以内に勤務した期間がある職員に勤勉手当を支給するための規定の整理

(2) その他規定の整理

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 6 号 綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事するため市外に派遣される職員に対し、災害派遣業務手当を支給するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

特殊勤務手当として災害派遣業務手当を追加

名称	区分	金額	適用範囲
災害派遣業務手当	1 日	840 円以内 (著しく危険であると市長が認める場合にあっては、1,680 円以内)	本市の区域外に派遣された職員で、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事したもの

3 施行期日

公布の日 (令和 6 年 1 月 1 日適用)

議第 7 号 綾部市 UI ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

所有者と入居者間における有償譲渡に伴い、岡安定住支援住宅を廃止するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

岡安定住支援住宅に関する規定を削除

名称	所在地	設置年度	戸数	家賃月額
岡安定住支援住宅	岡安町清戸 1 番地	平成 26 年度	1 戸	30,000 円

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 8 号 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める等の文言の整理
- (2) 施設の重要事項の書面掲示基準を見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付け

3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日

議第 9 号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

吉美第 1・第 2 放課後児童健全育成学級を統合し吉美小学校内に移転するなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 吉美第 1・第 2 放課後児童健全育成学級を統合し吉美小学校内に移転

現行		統合・移転後	
名称	位置	名称	位置
吉美第 1 放課後児童健全育成学級	多田町寺田 1 7 番地の 1	吉美放課後児童健全育成学級	有岡町田坂 1 6 番地
吉美第 2 放課後児童健全育成学級	桜が丘一丁目 4 番地の 1		

- (2) その他規定の整理

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第10号 綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

訪問入浴サービス事業利用者負担金の徴収方法の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

訪問入浴サービス事業に係る規定を削除（同類サービスの支払方式に合わせ事業委託する社会福祉法人等への直接支払方式に変更）

3 施行期日

令和6年4月1日

議第11号 綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

資料②-2

1 改正の理由

高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業を開始するに当たり、当該手数料を追加するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

手数料を追加

- ・高齢者等ごみ出し支援戸別収集手数料：550円／月

3 施行期日

令和6年7月1日

議第12号 綾部市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を引き上げるなど、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料の軽減に係る所得判定基準の引上げ

- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額：29万5千円（現行29万円）
- ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額：54万5千円（現行53万5千円）

(2) 賦課限度額の引上げ

- ・後期高齢者支援金等分：24万円（現行22万円）

(3) 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整理

3 施行期日

令和6年4月1日

議第 1 3 号 綾部市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業運営期間の保険料を定めるため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 第 9 期（令和 6 年度～令和 8 年度）介護保険事業運営期間の保険料を設定
- (2) 第 9 段階と第 1 0 段階を区分する基準所得金額を変更：400 万円→420 万円
- (3) 第 1 0 段階と第 1 1 段階を細分化
 - ・第 1 0 段階と第 1 1 段階を区分する基準所得金額：520 万円
 - ・第 1 1 段階と第 1 2 段階を区分する基準所得金額：620 万円
 - ・第 1 2 段階と第 1 3 段階を区分する基準所得金額：720 万円
- (4) (3) による所得段階数の増：1 3 段階→1 5 段階

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 1 4 号 綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 1 5 号 綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 1 6 号 綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第 1 7 号 綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、当該基準との整合を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

- (1) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める等の文言の整理
- (2) 事業所の重要事項の書面掲示基準を見直し、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付け
- (3) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化
- (4) (2)・(3) のほか国基準との整合を図るための規定の整理

3 施行期日

(1) 公布の日

(2)・(3)・(4) 令和 6 年 4 月 1 日

議第 18号 綾部市上水道給水条例の一部改正について

1 改正の理由

国の水道行政の権限移管に伴う規定の整理を図るため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

水道法等の権限が「厚生労働省」から「国土交通省及び環境省」に移管されることに伴う規定の整理

3 施行期日

令和6年4月1日

議第 19号 綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議第 20号 綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定について、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

地方自治法における公金事務の私人への委託に関する制度の見直しによる同法引用規定の条ずれに伴う規定の整理

3 施行期日

令和6年4月1日

議第21号 綾部市火災予防条例の一部改正について

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請に係る審査手数料を改定するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

手数料を改定

(単位：円)

手数料を徴収する事務名	現行金額	改定後金額
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000	1,450,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000	1,720,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未 満	1,590,000	1,920,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未 満	1,950,000	2,360,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル 未満	2,270,000	2,740,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル 未満	4,550,000	5,640,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル 未満	5,820,000	7,240,000
－上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	7,070,000	8,790,000

3 施行期日

令和6年4月1日

議第 2 2 号 綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：()内は現行の補償基礎額

(2) 消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を 8,900 円から 9,100 円に引上げ

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 2 3 号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

1 廃止の理由

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、条例を適用することがないため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

公布の日

議第 2 4 号 綾部市永井産業振興基金条例の廃止について

1 廃止の理由

所期の目的を達したため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議第 2 5 号～議第 3 5 号 令和 6 年度当初予算 別掲

議第 3 6 号～議第 4 3 号 令和 5 年度補正予算 別掲

議第44号 新都市公園整備工事請負契約の一部変更について

1 提案の理由

公園広場にステージと遊具を追加するなど、契約金額の増額について、議会の議決を求めるもの。

2 内容

契約の金額を42,038,700円増額し、「245,645,400円」に変更（変更前203,606,700円）

（参考）

- ・工事の名称 新都市公園整備工事
- ・工事の場所 綾部市並松町
- ・工事の概要 基盤整備工事、植栽工事及び施設整備工事
- ・契約方法 公募型指名競争入札
- ・契約の相手方 綾部市井倉新町南大橋18番地の2
上田工業株式会社 代表取締役 川北達哉

議第45号 市有財産中一部譲渡について

1 提案の理由

あやべ山の家及びふるさと味あやべ工房に係る土地及び建物を譲渡することについて、議会の議決を求めるもの。

2 内容

(1) 財産の表示

ア 土地

所在地	地目	面積 m ²
睦寄町今竹10番2	宅地	2,976.25
睦寄町鼠塚4番2	宅地	708.00
睦寄町鼠塚1番12	宅地	315.61
睦寄町鼠塚2番5	宅地	6.92
睦寄町鼠塚3番	宅地	978.00
睦寄町鼠塚4番3	宅地	535.00

イ 建物

名称	構造	所在地	床面積 m ²
あやべ山の家 (本館)	木造 平家建	睦寄町今竹10番地2	466.60
あやべ山の家 (研修館)	木造 平家建	睦寄町今竹10番地2	158.72
ふるさと味 あやべ工房	木造 平家建	睦寄町鼠塚4番地2、4番地3	179.49

(2) 価格 15,510,373円

(3) 処分する相手方

舞鶴市字上福井117番地

志摩機械株式会社 代表取締役 志摩敏樹

議第46号 綾部市エネルギー環境基本計画の策定について

1 提案の理由

綾部市エネルギー環境基本計画を策定するため、綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 内容

2050（令和32）年ゼロカーボンシティの実現を目指し、2030（令和12）年度までのエネルギー政策と環境政策に関する目標や方策をとりまとめた新たな計画を策定

- ・計画の期間：2024（令和6）年度～2030（令和12）年度（7年間）
- ・計画の対象とする範囲・区域

対象範囲	概要
脱炭素	省エネルギー、CO ₂ 排出抑制・吸収、再生可能エネルギーなど
資源循環	廃棄物、リサイクルなど
気候変動	気候変動適応策（健康リスク、防災・減災対策など）
自然共生	生物多様性、緑化、里山・農地、生活環境、公害、市民活動など
地理的範囲	綾部市全域

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について＝当日配布

1 提案の理由

委員8人中1人について、令和6年6月30日に任期満了となるため、その後任委員の推薦について、議会の同意を求めるもの（任期3年）。

報第1号 専決処分事項の報告について（令和5年度綾部市一般会計補正予算（第9号）） 別掲